

○大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成十三年十月一日  
大分県規則第六十六号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則  
(趣旨)

第一条 この規則は、大分県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年大分県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第二条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)第十四条に規定する動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)第二十六条第一項の許可の有効期間は、五年とする。ただし、飼養又は保管の期間が五年未満の期間であるときは、その期間とする。

(平一八規則六・全改)

(犬の返還申請)

第三条 条例第九条第一項の規定により収容した犬及び法第三十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き取った犬の返還を求める者は、犬の返還申出書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。

(平一八規則六・旧第十条繰上・一部改正)

(収容した犬の公示等)

第四条 条例第十条第一項の規定による公示は、犬を収容した場所を管轄する保健所又は知事が指定する場所に掲示して行うものとする。

(平一八規則六・旧第十一条繰上・一部改正)

(犬及びねこの譲渡)

第五条 条例第十一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、犬(ねこ)の譲渡申出書(第二号様式)を知事に提出することにより行うものとする。

(平一八規則六・旧第十二条繰上・一部改正)

(野犬等の処分の方法)

第六条 条例第十二条第一項の規定による処分は、必要な時間を限って、道路、広場、堤防その他適当な地表に、着色した薬物入りのえさを置くことによって行うものとする。

2 前項の規定により薬物入りのえさを置く場合は、薬物入りのえさごとに、それが薬物入りのえさである旨表示した紙片を添えておかなければならない。

3 知事は、関係職員に薬物入りのえさの置かれた場所を巡視させ、かつ、野犬等の処分時間が経過する前に薬物入りのえさを回収させなければならない。

(平一八規則六・旧第十三条繰上・一部改正)

(処分する旨の周知の方法)

第七条 条例第十二条第二項の規定により処分する旨を周知させるために、処分を実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りのえさの状態について、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 処分を実施する区域内及びその近傍に居住する者に対して、文書を配布すること。

二 処分を実施する区域内及びその近傍で公衆の見やすい場所に掲示をすること。

三 放送その他の方法によって公示すること。

(平一八規則六・旧第十四条繰上・一部改正)

(事故発生時の届出)

第八条 条例第十四条第一項の規定による届出は、事故届出書(第三号様式)を知事に提出することにより行うものとする。

(平一八規則六・旧第十五条繰上・一部改正)

(身分証明書)

第九条 条例第九条第四項に規定する証明書は、飼い犬指導員証(第四号様式)とする。

2 条例第十六条第二項に規定する証明書は、立入調査員証(第五号様式)とする。

3 条例第十七条第三項に規定する証明書は、動物愛護管理員証(第六号様式)とする。

(平一八規則六・旧第十六条繰上・一部改正)

(費用の負担)

第十条 条例第十八条の規定により飼養者が負担する費用は、次の各号に掲げる額とする。

一 収用中の飼育管理費 一日一頭につき 三百十円

二 返還に要する費用 一頭につき 三千百五十円

(平一八規則六・旧第十七条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年十月一日から施行する。  
(大分県犬取締条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - 一 大分県犬取締条例施行規則(昭和四十三年大分県規則第二十四号)
  - 二 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(昭和五十七年大分県規則第五十四号)  
(大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年大分県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則(平成一八年規則第六号)

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(平 18 規則 6・旧第 7 号様式繰上・一部改正)

犬の返還申出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

申出者 ふりがな

氏名

印

	法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
--	-------------------------------	--

電話番号

犬の返還を求めたいので、大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成 13 年大分県規則第 66 号)第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

種類	毛色	性別	呼び名	大きさ	生年月日

下欄には申請者は記入しないこと

登録年月日	登録番号	注射年月日	注射済み票番号	市町村名	確認者氏名

備考 申出者氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

(平 18 規則 6・旧第 8 号様式繰上・一部改正)

犬(ねこ)の譲渡申出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

申出者 ふりがな

氏名

印

	法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
--	-------------------------------	--

電話番号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年大分県条例第 32 号)第 11 条第 2 項(第 3 項)の規定により、下記のとおり申請します。

記

種類	犬・ねこ	性別	おす・めす	年齢		体格	
世帯主		氏名					
		住所					
		電話番号					
主に世話をする人		氏名					
		年齢					

飼養場所	所在地	
	周辺の環境	

添付書類

1 敷地、住まい、小屋等の平面図

2 誓約書

備考 申出者氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

第 3 号様式 (第 8 条関係)

(平 18 規則 6・旧第 9 号様式繰上・一部改正)

事故届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出者 ふりがな

氏名

印

	法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
--	-------------------------------	--

電話番号

特定動物による事故が発生したので、大分県動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年大分県条例第 32 号)第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事故の日時	年 月 日 時 分			
事故の場所				
事故の原因				
害を加えた特定動物	種類		特定飼養施設の所在地	
	性別		年齢	

	外見上の特 徴		個 体 識 別 番 号	
被 害 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
	被 害 の 概 要			
応 急 措 置 及 び 事 故 発 生 防 止 措 置				
備 考				

備考 届出者氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

第 4 号様式(第 9 条関係)

(平 18 規則 6・旧第 10 号様式繰上・一部改正)

表面	
第 号	所属 氏名
飼い犬指導員証	
上記の者は、大分県動物の愛護及び管理に関する条例第 9 条第 2 項に規定する職員であることを証明する。	
年 月 日	
大分県知事 印	
裏面	
大分県動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年大分県条例第 32 号)(抜すい)	
(犬の收容)	
第 9 条 知事は、第 8 条の規定に違反して係留されていない飼い犬があると認めるときは、これを收容することができる。	
2 知事は前項の規定による收容を行うため、その指定した職員に当該飼い犬を捕獲させるものとする。	
3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の飼い犬がその所有者又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が正当な理由により、これを拒んだときは、この限りでない。	
4 第 2 項の職員が同項の業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯	

し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 5 号様式 (第 9 条関係)

(平 18 規則 6・旧第 11 号様式繰上・一部改正)

表面

第	号		
			所属
			氏名
立入調査員証			
上記の者は、大分県動物の愛護及び管理に関する条例第 16 条第 1 項に規定する職員であることを証明する。			
年	月	日	
大分県知事			印

裏面

大分県動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年大分県条例第 32 号)(抜すい)
(立入調査等)
第 16 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、犬の飼養者から必要な報告を求め、又はその職員に、犬の飼養者の飼養施設の設置場所その他関係のある場所に立入り、飼養状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 6 号様式 (第 9 条関係)

(平 18 規則 6・追加)

表面

<p>第 号</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>動物愛護管理員証</p> <p>年 月 日発行</p> <p>大分県知事</p>	<p>この証票を携帯するものは、大分県動物の愛護及び管理に関する条例第十七条第一項に規定する職員である。</p> <p>印</p>
--	---

裏面

<p>動物の愛護及び管理に関する法律</p> <p>(昭和 48 年法律第 105 号)(抜すい)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第 24 条 都道府県知事は、第 10 条から第 19 条まで及び前 3 条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第 33 条 都道府県知事は、第 26 条から第 29 条まで及び前 2 条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>	<p>大分県動物の愛護及び管理に関する条例</p> <p>(平成 13 年大分県条例第 32 号)(抜すい)</p> <p>(犬の収容)</p> <p>第 9 条 知事は、第 8 条の規定に違反して係留されていない飼い犬があると認めるときは、これを収容することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による収容を行うため、その指定した職員に当該飼い犬を捕獲させるものとする。</p> <p>3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の飼い犬がその所有者又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要なと判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が正当な理由により、これを拒んだときは、この限りでない。</p> <p>4 第 2 項の職員が同項の業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第 16 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、犬の飼養者から必要な報告を求め、又はその職員に、犬の飼養者の飼養施設の設置場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪</p>
---	--

捜査のために認められたものと解してはならない。

(動物愛護管理員)

第 17 条 知事は、法第 24 条第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定による立入検査並びに第 9 条第 1 項の規定による犬の收容、前条第 1 項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

3 動物愛護管理員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

